

第9節 その他の会議体等

I サステナブルファイナンス関連のその他の会議体

1. 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）

NGFS（Network for Greening the Financial System）は、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークとして、2017 年 12 月に設立された。140 以上の当局や国際機関が参加（2024 年 5 月 29 日時点）しており、金融庁は 2018 年 6 月に加盟、2020 年 11 月から 2023 年 12 月までは運営委員会に参加していた。

NGFS では監督、シナリオデザインと分析といったテーマ別の作業部会において気候変動リスクへの金融監督上の対応等について分析を進めており、2024 年 11 月に「中央銀行および監督当局向け NGFS シナリオ」の第五版、2025 年 5 月に短期シナリオを公表したほか、2024 年 11 月に適応に関する概念文書を公表した。

さらに、2021 年来、気候変動以外の自然関連リスクにも取り組んでおり、2024 年 7 月に、自然関連金融リスク分析の概念枠組みを整理した「中央銀行と監督当局の行動を導く概念枠組み」や、「自然関連の訴訟：気候関連訴訟から見える新たな動向と教訓」を公表した。

2. サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）

IPSF（International Platform on Sustainable Finance）は、2019 年 10 月、サステナブルファイナンスに係る民間資金の流通拡大や統合的な市場の促進を目標に、欧州委員会を中心に発足した多国間フォーラムである。20 か国・地域の当局及びオブザーバーである 12 の国際機関が参加（2024 年 6 月末現在）しており、金融庁は 2020 年 11 月にメンバーとなった。

IPSF は、タクソノミー、トランジションファイナンス、金融商品等についてベストプラクティスの共有や各国・地域の取組に関する情報交換等を行うことを目的としている。2020 年から毎年公表している 1 年間の活動報告として、「IPSF 年次報告書 2024」を 2024 年 11 月に公表した。

トランジションファイナンスに関する作業部会では、2022 年 2 月から池田賢志チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサー（当時）が共同議長を務めた。本作業部会では、2024 年 11 月に、「トランジション・ファイナンスにおけるスチュワードシップとエンゲージメントに関する文書」を公表した。

3. 国際会計基準（IFRS）財団

現在、様々なサステナビリティに関する国際的な開示の枠組みが存在し、投資家等から報告基準の標準化を求める声が上がっている。このような中、国際会計基準（IFRS）の設定主体である IFRS 財団が新たな基準設定主体として、2021

年 11 月に設立した国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、サステナビリティ情報の開示に関する統一的な基準策定に向けた取組を進め、2023 年 6 月に最初の IFRS サステナビリティ開示基準（S1・S2）を公表した。

このような動向への対応として、金融庁は、IFRS 財団モニタリング・ボード（当局から構成される IFRS 財団の監視主体）のメンバーとして IFRS 財団の取組に関する情報収集を行うと共に、我が国の主張を行ってきた。なお、2023 年 3 月には、モニタリング・ボードの議長に長岡隆 総合政策局審議官（国際担当）が就任している。また、ISSB が策定する基準と各法域のサステナビリティ開示に関する取組との互換性を強化するため、ISSB により 2022 年 4 月に設立された各法域作業グループ（JWG）の会合に、メンバーとして出席し、ISSB による開示基準の策定の動きに対して、我が国の意見を発信している。

そのほか、国際的なサステナビリティ基準の策定に関する質の高い情報の収集や、我が国として効果的な意見発信等に係る事務を、サステナビリティ報告に関する高度な専門知識を有する者に委託した。

2024 年 4 月、ISSB は、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」及び、金融庁が意見発信してきた「人的資本」に関連するリスクと機会の開示に関するリサーチプロジェクトを開始することに合意し、2024 年から始まる 2 年間の作業計画に組み込むことを公表した。こうした中、金融庁は、海外における人的資本の優良開示例に関する体系的な調査分析等に係る事務を、高度な専門知識を有する者に委託したほか、2025 年 4 月に東京で開催された、IFRS 財団主催の「統合思考・統合報告カンファレンス」に出席し、我が国が重視する高品質な人的資本開示の推進について意見発信を行った。

Ⅱ 経済協力開発機構（OECD）

1. コーポレート・ガバナンス委員会

（1）沿革

OECD 加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2025 年 1 月より、同委員会の副議長を三好敏之国際審議官（2025 年 6 月末時点）が務めている。

（2）主な議論

G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則は、コーポレート・ガバナンスの国際基準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSB が指定する「健全な金融システムのための主要基準」の 1 つに位置付けられる。

本原則は、OECD のコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、コーポレートガバナンスと資本市場における近年の進展を反映すべく、2021 年秋より、約 10 年ぶりに本原則の改訂作業を実施。2023 年 9 月の G20 サ

ミットにおいて改訂が承認された。

2023 年改訂の主な内容は以下の通り。

- ①サステナビリティに関する新章を創設。気候変動リスクが企業の業績にとって重要なものとなりうる点をコンセンサスとして示し、これらの課題が自社の事業活動にもたらすリスクと機会を取締役会が考慮し、質の高いサステナビリティ関連情報開示を促進すべきことを明記。
- ②コロナ禍以来大幅に増加したオンライン株主総会を推進。但し、物理的に参加する場合に比べて経営陣に対する株主の質問権行使や参加手続の透明性が損なわれることのないよう、情報へのアクセスや参加における株主間の平等な取り扱いを確保すべき旨を明記。
- ③上場会社の株式保有集中化に対応。グループの上流に位置する上場会社の取締役への情報共有の確保、グループ構造の透明性向上、関連当事者取引の開示強化を提言。

また、同委員会は 2025 年 3 月、本原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）を改定した。

2. 保険・私的年金委員会（IPPC : Insurance and Private Pensions Committee）

（1）沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961 年 9 月に設立された。同委員会においては、2019 年 3 月より、河合美宏参与が議長を務めている。

なお、IPPC は、OECD の組織再編の一環として、2025 年より、金融資本市場委員会（CMF:Committee on Financial Markets）の傘下部会の一つである保険・年金ワーキンググループ（WPIP:Working Party on Insurance and Pensions）として再編された。

（2）主な議論

会合には、OECD 加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加し、官民交えた議論が行われている。最近では、自然災害リスクに関するプロテクションギャップや国際保険市場の動向、保険会社のガバナンス、保険会社におけるデジタルの活用といった事項について議論がなされている。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

IPPC が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として開催していたが、WPIP においても引き続き開催している。第 1 回会合は 2016 年 4 月に東京で開

催され、それ以降、原則毎年開催している。直近では、2025 年 7 月にマレーシアのクアラルンプールで開催された。

Ⅲ 国際通貨基金（IMF）

1. IMF 対日 4 条協議

IMF 4 条協議とは、IMF 協定第 4 条に基づき、原則年に 1 回、IMF が、加盟国とその経済状況及び様々な政策（財政政策、金融政策、金融セクター政策等）について協議を行い、政策提言を行うものである。

2025 年の金融庁との協議では、金融システムの脆弱性やリスクへの対応等について意見交換が行われた。協議の結果は、2025 年 4 月に公表された。

Ⅳ 金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）¹

FinCoNet は、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、2003 年に設立された金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークである。主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有している。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日などの国から 39 当局のほか、オブザーバーとして 6 機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）等が加盟している。議長は、Juliana Mozachi-Sandri 氏（ブラジル中銀）が、事務局は OECD が務める。

FinCoNet の全メンバーが集まる年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、FinCoNet 加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論）を、1 年に 1 回、メンバー国持ち回りで開催している（2017 年に、東京で年次総会等を開催）。

これら年次総会等の他に、FinCoNet のメンバー当局のうち、金融庁を含む 12 当局（2025 年 6 月現在）から構成される執行評議会において予算執行や運営等を議論している。また、上記目的に沿った 6 つの常設委員会を設置し、FinCoNet における実質的な作業を行っている。

Ⅴ 規制監視委員会（ROC）

1. 沿革

ROC（The Regulatory Oversight Committee）は、主に金融取引等を行う主体を識別するための参照データとして利用される取引主体識別子（LEI: Legal Entity Identifier）、及び取引情報報告の枠組みで利用される取引識別子や報告規格に関

¹ 2024 年 11 月現在、ロシアは FinCoNet への参加が一時停止されている。

するガバナンスを行うとともに、国際的な調和に取り組んでいる組織である。

LEI 導入や取引情報の報告・保存制度は、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握することでシステミック・リスクの低減や店頭デリバティブ取引市場の透明性向上を図るために、2009 年の G20 ピッツバーグ・サミット及び 2011 年の G20 カンヌ・サミットの首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

現在、ROC では、2つの委員会が活動している。(1) LEI の利用拡大や品質向上に関する議論等を行う CES (Committee on Evaluation and Standards) と、(2) 取引情報の報告における取引識別子や報告規格の国際的な調和を進めるべく、技術的な議論等を行う CDIDE (Committee on Derivative Identifiers and Data Elements) である。

2. 各委員会での主な議論

(1) CES (Committee on Evaluation and Standards)

CES は、LEI の利用拡大の検討や LEI のデータ品質、LEI 参照データ項目の検討等の実務的な議論のほか、中央業務機関を運営する組織としてグローバル LEI 財団 (GLEIF) と連携した分析作業等を行っている。当該議論においては、特に LEI が持つデータの信憑性、すなわち登録されている情報の正確性の担保が重視されている。

(2) CDIDE (Committee on Derivative Identifiers and Data Elements)

CDIDE は、CPMI-IOSCO より公表された固有取引識別子 (UTI : Unique Transaction Identifier)・固有商品識別子 (UPI : Unique Product Identifier) とその他重要データ項目 (CDE : Critical Data Elements) について、国際的な調和を目的として、利用慣行等の実務的な議論、及び技術ガイダンスの再検討等を行っている。

上記の取引識別子や報告規格は、主要法域において報告義務化の実施が進められており、本邦では、2024 年 4 月に、LEI・UTI、2025 年 4 月に UPI の報告義務化を実施した。現在、CDIDE は、UPI の付番機関として選定されている DSB (Derivatives Service Bureau) に対して、付番サービス等のガバナンスを行うとともに、サービス内容の拡充に関する提言や議論を継続的に行っている。